### 經濟論叢

#### 第七十四卷 第二號

幕藩體制の危機について堀	江	英	_	(1)
阿波藩における近世村落の形成過程大	槻		弘	(3)
宮津藩における農民的商品經濟をめぐる 領主と農民の關係池	囲	敬	Œ	(21)
近世村落の構造變化と村方騒動內	藤	Œ	中	(39)

[昭和二十九年八月]

### 京都大學經濟學會

# 宮津藩における農民的商品經濟をめぐる

## 領主と農民の關係

池 田 敬 正

しがき

は

9 てくる。 絞るほど出るものなり」との言葉に示された新しい牧蚕體系、農民的商品經濟の進展に對する封建的對應が現われ 封建構力の經濟的基礎である貢和體系を變質させる。即ち享保期の勘定泰行神尾春央の「胡麻の油と百姓は絞れば い商品經濟が、廣汎に農村に擡頭してきた時期であるといわれている。このような農民的商品經濟の擡頭は、當然 「元禄・享保期」といわれる時期は、 それ以前の本百姓の一般的成立 (―封建的小農民の獨立) を背景にして新し 一方このように封建的收奪が强化されてくると、これに對する農民層の抵抗が問題になつ てくる であろ

の政治過程を法則的にかつ具體的に明らかにすることができるであろう。 とのような農民的商品經濟の擡頭をめぐる封建權力と農民の動向を追求することによつて、はじめて享保期以降

との小論は、 以上の問題を宮津藩における丹後縮緬の發展過程を中心にして考えたものである。

宮津藩における農民的商品經濟をめぐる領主と農民の關係 第七十四卷 八五 =

## 農民的商品經濟の發展

宮津藩の絹織業に對する政策によつて、大きくその性格がかわつていく。 古承「丹後絹」として著名な丹後地方の絹織業は、 幕藩體制の成立と共にはじまるこの地方の近世的封建權

來在方にあつた絹織業を城下町に集中させる政策をとつていく。 ※ 般的に衰微し、領主經濟の下に吸收されてしまうようになるのである 郡加悦谷地方―池田)は穀徴仕申いニ付近年は機敷も少く成申い」といわれているように、10 宮津藩は、その成立と共に城下町「宮津」の經營を考えて、さらには農民を自然經濟に固定しておくために、 その結果「宮津御城下は機段々繁昌仕當處 農村における絹織業が全 從

|慶長五年(「六〇〇)以來丹後地方を領有していた京極氏は、元和八年(一六二二)に宮津城を築き、寬永二年(一六二五) 機業は成長している(「宮津月記」)。 を呼寄せ、かれらに指導させて、 城下に潁織業を弘め、 これを保護育成している (「機方要用控\_l)。現に享保三年(一七一八) になると宮津町内で六人の機崖行司が選ばれ、かれらが代表者となって京閇屋を新に二軒増すように願書をだすほど城下町の に城下町の建設にとりかかる(「丹後考」・「丹後州宮津府志」)。 そして領主は、 開城と同時に加悅・後野兩村より二人の者

ようになつて、享保年間に西陣から縮緬機業が導入され、所謂「丹後縮緬」がこの地方の農民的商品生産として廣※ 珍敷織物思付家業之助にも致度く存念」するに至り、農民たちは、商品としての「珍敷織物」の生産を强くのぞむ く營まれるようになるのである。 ところがこのような狀勢に對して、農民たちは、 「右之様に機屋弘まりい而へ賣先不捌 ニ相成ル事を思ひ何成共

※享保五年(一七二〇)峰山の絹屋佐平衣によって(「中郡誌稿」八五頁―八七頁)、享保七年(一七二二)後野村六左衞門・三

जेवा 『内村佐兵衞・加悅町小右衞門によつて〈「興謝耶誌」 下一一一五頁—一一一六頁)それぞれ四陣から導入される。 カコ がれらは

|西陣に牽公して新しい抜法を習い歸つたのである。

享保期以降に成長してくるすぐれて農民的な丹後縮緬に壓倒されていくのであろう。 丹後絹は、 「在地の代表的存在」であり、 私はこの「丹後絹」 とのような生産構造を持つていたからこそ右に見たように領主經濟に吸收されていくのであり、 の生産構造は、 同時に『隔地間的商人』であつた『代官名主層』がその生産の主體であると考える。 藤田五郎氏のいわれる「代官名主的貨幣經濟」として把握すべきであつて、新 同 時に

擔當者の立場を排除させる可能性を與えるすぐれて農民的な商品生産が、 出い儀にても無御座」とあるように農民自らの手により、 に侵透していつたのであろうかということである。 しかしここで問題にしなければならないのは、丹後絹が領主經濟に吸收されたあとから、 農民に新しい經濟的成長の可能性、 なぜ以下述べるように廣汎に農民層の中 「御城主様ゟ被仰付織 ならには封建的買 耝

ると、 村落構造へ轉化していることが明らかである。 **强訴の場合を見ると、** 村構造の變質である。 この點について考えられることは、この地方における延寳期から元祿期にかけての一揆形態の變化に見られる農 それ以前の中世的諸體制、 村役人自體への要求を持つた一般農民層にそのヘゲモニーが移行している。即ち元祿期にな※ 延寶期には、 古名主層を中心とする共同體的規制が變質して、一般農民層が中心となる新しい 大庄屋の完全なヘゲモニーが存在するのであるが、 このことは、たとい種々の共同體的諸制約が存在しようと、そこに 元祿十五年(1七OII) O

延寶八年(一六八〇) に飢餓が原因の愁訴が見られるが、この時は「村役人大庄屋死罪に相成ル共御領内一統及飢死仏餤ハ 難

第七十四卷

八七

宮津藩における農民的商品経濟をめぐる領主と農民の關係

應獨立自營の封建的小農民が、政治的にも經濟的にも確立していることを示している。

ける農民的商

「大庄屋宿江殿ひ書持参致仏處……大庄屋もにげい而願書受取不申いニ付庄屋中村々江龍かへりい處百姓中ケ様ニ存立い處 |に勤務年敷制限が含まれていたこと等から村落構造の變質を明瞭に知ることができる(「加悅町誌」 二三三頁―二三四頁)。 いたき儀と申だんじ……宮津江惣百姓龍出……」とある記錄、 |決して訴狀差上」 (宮津事跡記) とあるように大庄屋層 またこの時の要求十三項目の中に、大庄屋敷半減・平庄屋米 の犠牲的行動が中心になつているのであるが、 元 一般の場合

後述するように多くの障害を切拔け全農民層のものとして成長していくのである それに伴う農民層の成長―封建的小農民の獨立が存在しているということである。このような近代的諸發展 力たりうる獨立小農民が、その階級的基礎になつているからこそ、農民的商品經濟は領主經濟と眞正面から對立し、 || ち農民的商品經濟成立の背景には、 中世末以來農民が苦しい闘いの中から發展させた農業生産 力の增大、

考えておかねばならない。卽ち農民的商品經濟の進展が、單なる農民の經濟的成長でなく錦迫販賣的性格をもつて 能性を示したことは、 している。 いることは、日本における農民的商品經濟がその成立の當初からひづみを持ち、後の發展に影響を與えることを示 しかしこの場合、農民的商品經濟の進展を單純に封建的小農民の經濟的成長としてのみ捉えることは眞實をまげ しかし中世的諸體制を排除し、 縮緬機業導入の直接の動機が、 農民的商品經濟の成立として高く評價さるべきであろう。 封建的買租の擔當者としての小農民經營が確立し、 困窮にもとづく「耕作之餘業」の「機商賣」であつたことは充分 その擴大再生産の可

× 農民層の困窮に闘しては、 《九年〔一六八一〕の檢地の際約三割の延高が行われているが、これは生産力の增入よりも、 九七頁〕となつており、 耕作面積の絶對的な狹さ(天保十二年の現加悅町の一戸當りの平均石高は約四・八石 裏作不充分なこの地方では如何 にその耕作規模が小さいかが分る) **賈租の重課を示している)等が** 及び封建貢租の過重 ( 加悅町點

びられる

加悅村においてい のようにし て導入された縮緬機業は、

麦①に見られるように、 安永四年(1七七五)には機敷八四臺を敷え、 享保十三年(1七二八) に僅か五・六軒の機屋しかなかつたとい 享和三年 (1八〇三) ゎ

實に一〇四臺の多きを敷えるに至るのである。 またこれを與謝郡

かのみに

には

れる

圂 깯 『して享和三年(1八〇三)と明治十一年(1八七八)とを比較すると八 九臺と一二九〇臺であつて、この時期の發展がいかに急激なものであ

る っかがよく分る。 败 機 521 # 85 193 107 50 956

F11 野 **a** (1)組とは大 備考 庄屋組で ある。 (2)享和3年

の敷字で ある。

. な。 る。

加悅谷

二圓

1

鈼 K K

みる

表③の

通り

×

方これ ٤

杢

埴

城

別

所 とを示している。 心が加悅谷にあつた 占めて 組 が全體の Ħ 槸 約 六割 は業の 中 ž

三 河 八 ÝΤ. **%** (1)例示した諸村は加悅谷の諸村である。 しかも一臺につき約四人の裝働力を必要とする機を一 「加松町誌 | による。 戶 絕對的なものであることは、 ,敷との對比に最 ところが、このような急激な機業の發展が、 糸仲、 あるいは機織・糸繰奉公人などの機業關係者を入れると、村 も端的に表現され 表③に示した安永期に ている。 卽ち僅 軒平均 單 νĊ 相 おける機屋戸敷と全 カュ  $\widetilde{\mathcal{H}}$ 鑆 一年 的なものでなく 七 程 憂も持つに の間

表 (1)

4

骣

M

悤

所

杜

谷

加

位

加 松

明和年間

45 ↔

50

17

25

68

5

耒 (2)

ŔΉ 名

鶭 肵

北 村

大 野

ÝП 职

(1764-\_71) 安永 4

(1775)

81

84

40

48

149

21

享和 3

(1800)

122

104

86

48

123

20

「丹後國產絹織物沿革」「縮緬屋記錄帳」。

女形

(1829)

127

102

78

51

118

20

12

至つたのである。 内の 農民の約三 宮津藩における殷民的商品經濟をめぐる領主と農民の關係 さらに機屋のみでなく飛脚、 一割が機業を營み、

村

第七十四卷

八九

第二號

二 五

の半敷以上が、

なんらかの形で縮緬機業から經濟的

に利益

. える。

また安永三年(1七三四)

0

石川

村の史料によると、

宮津藩における農民的

耐

第

二六

機房敷 .0% 50 ⊨ 28.4 % 46 31.5 27 15.3 2430.0 「縮緬屋記錄 卅二石廿石・二石・無高の四人の農民が同時に、

後 野 176 **=** חולי М. 146 加他岛 176 БŢ 80 つて、 幅 による。

機業が、

**單に村内の一部の階層にのみ限られず廣く上層農民から貧農** 

即ち縮緬機業が、

かしこの場

\_ "

と願い出

ている。

とのことは、

享保以降急激に發展していくこの縮緬

新しく機を持ちたい

迶 していることが考 借表 えられねばならない。 ら考えられることであるが、機業がその内部に 先述した機業導入の直接の動機が、 しかし何よりも重要なことは 農民層の困窮にあつたことか Ŀ ラ L ル ラ Ł ル シ Ŀ

文字通り全農民層の商品經濟として成立したのである。 をも含めて一般に受入れられたことを示している。

丰 (3)

村 夕 EŤ 鹏

な關 係を再 るということである 小資本節 係を内包していようと、 編 韓形 成 しながら發展 成の可能性を持ち、 封建權力と直接のつながりのない中農・貧農までが、 丹後縮緬の農民的商品經濟としての成立を退くとも明和・安永期までに確認でき この新しい商品生産に乗りだし、

問屋に出荷していたようである。 壺が とのようにして、成立した丹後縮緬の製品は、成立當初 許 になるが9) 걸 これず獨 「占的に買占められ 確な組織として現われるのは、 しかもこの京問屋が、 ていた この質次問屋と機屋との 明和 すでに享保年間に株仲間を結成していたために、※ 安永期と思われる。 から、 古來商業の中心であり地 間 1/2 ΙŢ この飛脚は請負業者的な存在としての 遲くとも延享年間 理 的 にも近い ያን 、ら飛脚 京都 בתל בתל 外賣 存在する 0 網買次

地

ように

胴

上荷飛脚とその下で實際の運搬に從う下荷飛脚とに分れ、 前者は仲間を結成していたようである。

寳暦十一年(一七六一)になつているが、文化五年(一八〇八)の文書(京都勞研調査報告第五「丹後機業の構造分析」一八 の株仲間 **貫)によると「享保十四年丹後問屋株譲り請」あるがは「享保年中丹後問屋株譲り受」とあり、すでに享保年間** (同氏稿「荷受問屋資本の生産地投下の諸形態」史學雜誌五九―一・二三頁) ゚─しかも加賀・越前・關東・丹後の四組に分れ─が、たとい公認されてなくとも結成されていたことは、 によると、京都絹間屋 の緑仲間 間違 から京問屋 結成は、 のな

のみを規定された中買商人として遲くとも安永頃から現われてくる。とのような國元の糸業者の上に、 にあつたようであり、 方機屋に原料糸を供給するのは、國元にあつては糸問屋と糸仲である。糸問屋は縮緬機業移植以前から宮津町 その後機業の發展と共に在方にも見られるようになる。※ 一方糸仲は糸問屋と機屋 の間 京都の の仲介 和

| 明和三年(一七六六)の文書(京都勢研前出書 | 八八頁)によると、寛延二年(一七四九) が許されたが(「丹後機業沿車調査書」 | 二貫參照)、明和三年在方の糸問屋の獨立が許されている。 町方の糸間屋に、 糸薗貿の獨占權

問屋

—享保二〇年(1七三五)株仲間結成:

――が、ギルド的支配をしていた。

以上のことから、 縮緬機業の原料供給·製品販賣のルートは、 安永期に確立したと考えられる 和糸問屋(京) 一糸問屋—糸仲-機屋 飛脚

―荷受問屋(京)といつた形で明和

上效果を示さなかつたことから分るように、すでに明和期には京都和糸間屋の統制が事實上崩壞し、 しかしこのような機構は、 直ちに變質していく。 即ち明和六年(1七六九)の京都よりの糸實下し禁止が、 さらに後述 事實

制が、 るように、 化政期以降明確化じてくるからである 糸問屋 -特に宮津町方の――機屋支配、 及び上層機屋の問屋への轉化によつて、 國元に問屋制的

宮津藩における農民的商品經濟をめぐる領土と農民の關係 第七十四卷 第二號

二七

機力要用控一。

闻

(3) (2) (1)藤田五郎著「封蓮社會の展開過程」六四頁。

天明五年(一七八五)文書(京都勞研「丹後機業の構造分

(4)

(5)機方要用控」。 一三四頁)。

(6)「興業意見」卷十六。

> (7) 「石川村誌」四〇八頁。

文化五年 延享二年 (一七四五) 文聲(右同書二〇九頁)。 (一八〇八) 文書 (京都勞研前出者一八一頁)。

「丹後機業沿革調査書」一五頁。

(10)(9)(8)

右同書一一頁—一四頁。

森岡前稿二八頁。

京都勞研前出書二一三頁—二一五頁。

封建的對應と農民の抵抗

A 封 建 的 對 應

えなくなる。 なり、その利益をつみとるために、 卽ち「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」との言葉に表現されている新しい收奪體系が 封建權力はその賃租體系を修正し、農民的商品經濟と真正面から對決せざるを

このような急激な縮緬機業の發展=農民的商品經濟の成長は、當然領主經濟にひいては封建權力に大きな恐威と

丹後の場合におけるその現われは、 先ず京問屋の株仲間による支配と延享二年(1七四五) の田舎端物京都移入 準備されるようになるのである。

制限に見られる生産統制である。

京の絹買夾問屋は、早くも享保期にはその株仲間による支配體制を確立したようであるが、 その具體的な支配の

あり方としては、外質・地賣禁止に見られる購賣獨占と絹宛銀貸與により起る前貸支配があげられる。 この 京問屋

關係が、機屋と問屋という經濟力に差のあるものの間に結ばれた場合、機屋が製品の相場變動による損害をうける 心儘」という表現が現われてくるのである。 との取引の形式は、「買次」 を頼むという形であつて、 ことはさりながら、内貸を通じて問屋の前貸支配をうけることも當然であらう。さらに購賣獨占による統制など!! 重三重の經濟外的な統制をうけており、早くも延享二年(一七四五)に「賣も買も諸事七人(原問屋丹後組 それまでの營業資金・生活資金として絹宛銀と稱する内質を製品と引替えに授受する。 その製品の販賣を問屋に委託し決算期に精算するという このような 一池田)

仲間の結成强化 の田舎端物移入制限に見られるような形で生産の抑壓制限を策するに至る。 このようにして封建權力――この場合は幕府――は、農民的商品經濟の成長に伴い都市の大商人を特權化―― ――することによつて、 農民的商品經濟への寄生を試みるに至り、 さらには延享二年(一七四五)

である。この事件は、國元から推薦した二軒の問屋を新たに加えることにより落着する。 屋共渡世之障りニ罷成迷惑」しているから、買次問屋二、三軒增加してくれるように京問屋の仲間に要求した事件 忢 このような封建的對應に對する抵抗は、 先ず「問屋株增加願」として現われてくる。 これは、延享二年(二七四 に國元の機屋から「七人之者(京間屋丹後組―池田) 一統に買次相賴申合諸事致方不宣儀多く御座いニ付國元織

京問屋への要求の主體は、色々な形で特権的地位を許されていた町方の織屋とそれをバック・アップする藩權力で るようなものは、何物もえられない。それはこの要求を闘つた國元の織屋の性格に基づくであろう。 とのようにこの事件は、 一應株仲間を否定する直竇の要求までかかげるが、その成果には株仲間夫自體 即ちとの時の を否定す

宮津藩における農民的商品經濟をめぐる領主と農民の關係 第七十四卷 九三

1津藩に

おける農民的商品經濟をめぐる領主と農民の關係

× 町方織屋 四頁 〕 といわれていることからも明らかであちう。 一方先述の封建的對應が幕府中心であつて地元の封建權力=宮津藩 興する餘地のなかつた點を考えるならば、右に述べた京間屋に對する抵抗に藩權力の協力は當然考えられる. - 權的地位としては、在方では機業が禁止されたことがあるにもかかわらず(寬保二年文書(京都勞研前出曹一 引越商賣仕い得者御運上銀も無御座い由勝手次第二可仕」(享保二年—賣曆九年の文書(京都勞研前出書

が

JU 四

る專賣制度への方向が理解できないのである 利害を共にするのである。 とのような體制に對する抵抗という點にのみ限れば、 京問屋に對する抵抗は、 即ちこのように縮緬機業に對する最初の封建的對應が、幕府權力と三都の商人との結合によつて行われる以上、 また明和・安永期以降明確化してくる町方間屋の機屋に對する間屋制的支配が、 國元の織屋全體と藩權力との前者の主導による連合の下に行われたとい とのことを考えておかなければ、 この體制に關與できない地方の封建權力も農民的商 明和期に現われてくる藩權力と町方問屋との結合によ 見られないこの段階にあつては、 いうるのである。 멾

握るようになる。 して現われる。これらの御用間屋設立の動きは、以前の問屋株增加願の發展として捉えらるべきであろう。 ところが京問屋のギルド的支配に對する抵抗は、 具體的には、 明和三年(1七六六)の御用場設立、明和七年(1七七〇)の御用問屋設置の 明和期に入るとその方向を變えて、 藩權力がその ゲ 七 = Ι を

和三年

・の場合は詳細不明であるが、

明和七年の場合を見ると、

茶屋宗味なる者が「丹後國

一く織出

Vŀ

絹縮

のである。 其餘增いては不殘引受可申由」と願書を出して、自ら獨占的な御用問屋になろうと臺策したのであるが、 場所一軒相立奥い様ニ大行司並ニ絹屋方惣代として連印を以て相賴いニ付取捌致度旨尤縮緬絹登り高八 反對と國元の機屋が ところが、 「大庄屋並ニ絹屋方惣代」の連即が偽りであると暴露したために、 「宮津日記」にある「是始め縮緬にも一味の者あり、「宮津日記」にある「是始め縮緬にも一味の者あり、 御上にも御吞込有り由也」という言葉 との企圖は簡單 、萬疋程 に失敗する 京問屋 有 0

背後に藩内と一部の縮緬屋――後述する如く町方間屋と推定される――があつて、 は、 下に御用問屋の設立―촒營專賣の方向を示す動きとして、重要な意味を持つてくるのである との事件が單純なものでないことを示している。卽ちとの事件は、 單に一人の男の畫策したものでなく、 との事件は、 かれらの連繫の

的商品經濟の成長に對する新しい對應體系として現われてくるという結果になるのである。 形に展開していく。 と、藩權力が農民的商品經濟を掌握する方策として、御用問屋を設置し京問屋のギルド支配に對抗せしめるような 先述の如く、 縮緬機業の成長は、問屋株の増加を要求することによつて京問屋に抵抗していたが、 即ち農民的商品經濟に對する株仲間的支配に抵抗する動きの强化が、地方封建權力=|藩の農民 明和期になる

内は勿論久美濟 權廃人を頂點とする問屋制的支配體制が確立され、文政期になると百數十の機を支配する考も出現すれば、官津領 た「糸屋の機商賣禁止」あるいは「糸の延賣禁止」といつた布令は、とのことを如質に示している。 もつとも利用しやすい位置にあつたのは、從來から藩の保護のある町方にあつて糸商賣の獨占權を有していた糸問 才覺仕い」とあり、成立當初から閒屋制的支配をうけざるをえない條件を有していたのである、とのような條件を の文書に「中々銀子貯久罷在り糸等相調へ申者無御座い人々手筋を以て才覺仕之糸借受又は織出しい代呂物を以て ちとの頃になると、機屋を前貸的に支配する問屋の成長が、機業内部に見られるようになる。 このような新しい封建的對應は、この段階における縮緬機業の構造の持つ矛盾―内部分裂が齎らすのである。 で見た機業の急激な發展の内部には、 かれらは原料糸の前貸を通じて容易に機屋を支配していつたと思われる。 • 但馬 ・出石・生野にまでその支配を及ぼすほどにまでその支配體制はのびているのである。 以上のような矛盾がはらまれていたのであるが、 明和・安永期に屢^ だされ すでに寳曆九年以前 方藩の方も、 かくて町方悔 営初の 卽

宮津藩における農民的商品經濟をめぐる領主と農民の關係 第七十四卷 九五 第二號 Ξ

<u>=</u>

的支配を内包する機業の發展と、 冥加銀の賦課から機株制度實施へとその對應策を變えていく。 \*\* これに對する藩の政策の進展とが合致したのが、右の藩營事覽の方向を示す動 とのような町方特糖商 人の問屋

であろう

寛延二年(一七四九)三月に機業禁止令が出ている(京都勞研前出营一四六頁)よらであるが、それ以前の延享二年 だことは明かであらう。このような動きが、安永四年(一七七五)の機株制度設立(「丹後國産絹織物沿革」)へと進展する。 に運上銀の賦課を命じている(丹後國産絹織物沿革)。 この間の事情は明らかでないが、 務は當初禁壓策をもつてのぞん 〇一七四

以上見てきたように、瀋糲力がとる在株制度・専頸制度は、一面では幕府と結びつく三都を中心とする特権商 とれは立機制限と一機に付き銀四○匁の運上を規定する。 λ

びつくことによつて、農民的商品經濟を自らの支配下に入れその成果を吸收しようとする政策でもあつた。 の株仲間的支配に對する抵抗策であると同時に、他面では灌權力が自らの危機を回避するため地元の特權商 こに、享保期以降進展してくる農民的商品經濟の波に足をさらわれた封建權力が、 自らの體制を再編成しようとし 即ちと 八と結

B農民の抵抗

てとつた一連の藩政改革の基本的性格が示されている。

とする方向をとつてくる限り、 宮津藩のとつた封建的對應策が、 このような牧奪體系に對する農民の抵抗は、 右の如く町方特権商人と結合し、農民的商品經濟を上から全 常然全農民層の統一した反封建闘争の 一的に支配

・形をとらざるをえない。 とのような動きとしては、 先ず明和七年の御用悶屋設立の企圖に對する抵抗として現われる。 との事件の時には、

大庄屋以下各村機屋惣代が一緒になつて茶屋宗味の企圖を暴露しており、さらに十五ヵ村連名で「右體之新規之儀

出來仕い をめぐる動きとして、さらに發展した形で現われてくる して抵抗しているのである。 5而者一統難儀迷惑仕ゆ」と訴えている。卽ちとのような上からの對應に對して、農民は大庄屋以下が統19 との抵抗は、 |文政|||年(| 八||〇)の||「領―宮津・峯山・久美濱―合體の大會所設立

萬端取締仕いて、 きが、町方問屋の出機進展に惱む在方―たといそれが後述するように問屋層にヘゲモニーを握らされていようと― めるものである。 所設立の動きを、 端取締」ろうとする動きに現われている機屋自らの手により新しい統制を形成しようとする方向と共に、との大會 れるように瀋體制のワクを越えて、即ち一應瀋權力を離れて機屋を結集させた事實は、この人會所が、「一統申合萬 のとして理解せしめるのである を中心として、 この大會所は、同年四月「近年商賣不引合打纜機方相互ニ難澁ニ御座い就夫何卒宮津峯山久美濱三領分一統申合 藩權力及びそれと結びつく町方間屋に抵抗する農民的商品經濟全體の統一戰線結成の動きを示すも 可然」として、宮津領中郡口大野村に設立されたものであるが、これが三領合體という形に示さ しかもこの大會所が 縮緬機業が藩權力を離れて、 「其所限り機織いて外方機出不申い様規定」している事實は、とのような動 自ら全體として新しい體制を形成しようとする動きとして理解せし

成機屋一統差支難義至極奉存い」とあるように、藩權力と結びつく町方特權商人の問屋制的支配に抵抗して、在方下宮津絹屋の内よ……懸機仕入機(歩機と同義―池田)等多分差出しいニ付銘々共村々機織糸繰之奉公人甚拂底に相 での規定を楯に、 された出機反對訴訟の中に明瞭に捉えることができる。これは、 在方の機業の中心地加悅谷諸村の機屋行司から起されたものであつて、 右の「其所限り機織いて外方機出不申」の大會所 「訴狀」に「近年當御城

宮津藩における農民的商品経濟をめぐる領主と農民の關係

第七十四卷

九七

第二號

Ξ

このことは、

これに續いて起つた文政六・七年(一八二三・四)の町方間屋の出機進展に反對して、在方から提起

の全機業家 -農民的商品經濟が全體として-が、※ これに對して闘つた事件であることを示している。

× この抵抗が全農民的なものであるということは、 (京都勞研前出書二二四頁) があることからも充分にうかがわれるのである。 「訴朕」の中に、 領内十二ヶ町 村 の機屋行司及び五組の大庄屋 の連署した

制の伸張と相應じて進展してくるにつれて、農民層の自らの商品生産を守る闘いは、 このように明和 ・安永期から明確化してくる宮津藩の縮緬機業に對する收奪が、 町 町方特権商人の問屋制 方特權商 人の問屋制的支配體 的支配

排除の動きとして具體化してくるのである。

しかしとのような農民の闘いの成果は、

「掛機」及び

「掛機に紛敷仕入機」の禁止という形で現われ、

仕 入機は

禁止されないのである。 即ち問屋制的體制そのものの否定でない點が注意されねばならない。 このことは次に見る

(1)ような農民内部における矛盾のしからしむるところであろう。 京都勞研前出者一八三頁。 森岡前稿二六頁および本庄榮次 夏

西陣研究」参照

鄭著

(5) (4) (3) (2)京都 京都勞研前出書二一一頁。 「西陣高機舊記」。 | 旁研前出書二〇九頁 (13)(11)(10) **文**政七年 京都勞研前出書二一六。 「農民蜂起與謝噺」。 (一八二四) 文書

(2)明和八年 延享三年 (一七四六) 文書 森岡前稿四〇頁 ≒七年 (一七七○) 文書 (京都勞研前出書二三三頁)。 (1七七一) 文書 (右同書二一三頁) (右同書二三三頁—二三四 **文政七年** (一八二四) 文書(右同書二二頁)。

(8)

(7)

明和

(6)

(9)右同書一 四四頁。

(京都勞研前出書二二三頁)。

66女政六年(一八二三)文書(岩屋村誌」四 一六八頁)。

文政七年(一八二四)文書(京都勞研前出書二二五頁)。

商

品

[經濟

の

分裂

上層機屋 戦線であると

上およ

方特權

現 われ

7

び在方糸問屋 見ることはできない。 忢 **(4)** か ĩ 戽 <del>71</del> 妝 機株野 7 うわれわれは、 3 12 O 7 5  $\dot{\Rightarrow}$ 4 Ø 3 12 O 5 7 4 問屋制的支配體制の進展といつた形での分裂の方向が見られるからである。 2 10 20 6 11 3 1 7 3 14 14 4 二の最後に少しふれたように、 なぜなら、 31 58 13 26 19 Ħ (1775) 「峚山藩機株之際」 による。 備率 安永4年 展を生 らない 턤 貸を通じての機屋支配と相應じて、 所有者は、 る傾向の中に端的に示されている。 商人の間屋制的支配に抗して成長する在方機業もまた直線的に近代化の方向を この封建權力と結ぶ特權町人に抵抗する農民的商品經濟の内部に、 利益をえようと商業資本に轉化するのである 見られる單なる原料の前貸、 で生産手段をも貸した機株のみを所有する傾向が示されている。 屋 層强力な機屋支配を行うことのできるものである。 との傾向は、 制 |的支配體制の萠芽| |産規模の擴大に求めることをしないで、 のである。 全然自營していない。 同時に明和三年 (1七六六) とのことは安永四年(一七七五) 二で述べた農民の動きを單純に全農民層の統 —農民的商品經濟分裂の端縮 製品によるその精算を通じて行われる機屋支配より 機株所有敷が多くなればなるほど掛機とい その分析― 在方の機業内部 に町方から獨立した在方糸間 流通過程に寄生することによつて - 麦金―によると、 の峯山藩の場合に —農民的商品經 即ち機屋は、 を生ぜしめるに至る。 即ち先述した町 三株以上の機株 とれは、

その生

一産の

發

步機

K

. う 形

第七十四卷 九九 笌 驗 三五

齊自體の中

K

屋の前

宮津藩

における農民的商品經濟をめぐる領主と農民の關係

る。※のが封建權力の末端に位している村役人層或いはこれと階級的利害を同じくする層であるということになるのであのが封建權力の末端に位している村役人層或いはこれと階級的利害を同じくする層であるということになるのであ 幕末においても一部の機業經營の中に農奴主的經營が導入され、さらには、この農民的商品經濟を主導していつた の結果、そこから析出されてくる勞働力が「他家相抱える事堅無用」なる「子飼奉公人」―:譜代下人を含み、また かつたこと、 られた封建的小農民の獨立が、それ以前の封建的―共同體的諸規制を變質させたにしても、それを完全に排除しな このように農民的商品經濟が進展するにつれて、商業資本の優位性が確立してくる事質は、 | 或いは縮緬機業導入の直接の契機が、農民の困窮に基づくといつたことに起因しているであろう。 元禄の强訴の時に見

どから、農民的商品 こと、先述の明和七年(一七六九)の御用附屋設立の企圖を崩した在方機業の動き、を主導したのが、村役人層であるととな 年(一七七四)の石川村の新機願を出した四人の内二人が、卅二石・廿石という大高持(この地方では最上層に屬す)である また藤田五郎氏の報告(同氏著「日本近代産業の生成」一二五頁)によると、幕末期に中郡日大野村の伊東家は、「オヤカタ 寛延二年(一七四九)の文書(京都勞研前出書一四六頁)には、機業を營むために「御田地手張り作任い處家來等も相拖不申 **ル而は指當り開作植付等迷惑仕困窮に龍成」とあり、譜代下人的勞働力を抱えている農民が機業を營んでいるととが知られる。** 「子飼奉公人」は、寝曆五年 コカタ」關係で結ばれている小作に掛機を出している。以上の例は、初期あるいは部分的なものであらうが、先述の安永三 經濟は封建的小農民の獨立を背景にしながらも、 (一七五五)の峯山藩の奉公人に闘する規定(京都等研前出書)七五頁)の中 これを主導したのは、封建的諸體制を利用できる村落支 にあ

先述の安永四年(1七七五)の しかしこのことは、 |・四臺と經營する機屋の存在を知ることができる。 農民的商品經濟の進展の中に、 「機株之覺」 を別の形で分析したのが表面であるが、 これによると掛機を借りなが 近代的な發展の方向がなかつたことを意味するのではな また自らの「才覺」により、京都から糸を直買する一身

2者層であるといえる

₩. 元相應之機屋」20 の存在も知られる。 卽ちとのような機屋に、 らな層の存在こそが、 先述の文政期の町方特權商人に對する在方の 近代的な發展の方向が認められるのであつて、

內機株 所有分 4 👙 2 1 7 2. 12

38 「峯山藩機株 による

業資本のへゲモ

==

ーの確立の下に押流されていくのである

を齎らしたのであろう。

ところが、

このような近代的發展は

現

変に

は商

應 \_ح

Ø

統

のよ

計

3

26

5

1 5 計 20 備考 安永4年(1775)

(§)

4

3

2

合でも

Ħ

胁

1 #

1

13

方機出不申い」にしても、

「其所限り」において機を出す在方の

問屋層の位

の人會所の規定の「其所限

b れ

機

織

Vŀ

7

あろう。例えば、文政三年(一八二〇)

とのような階級關係の下に、

文政期の在方の統一

戦線が結ば

てい

・くので

之歷

置を充分に考えなければならない。文政六・七年(1八二三・四)

「機織糸繰之率公人」が排底することはさりながら、

との訴訟に

ま

Ø

)訴訟の!

とが 町方特權 わ ñ ては藩權力及び町方特權商人に對する農民的商品經濟の抵抗が、 表 张 7 爭 う V 經營機斯 5 ,ることをわれ にうかがわれるように、 声 V 人の問屋制的支配に對する在方問屋の問屋制 るのである。 わ ħ 即ちと に教えてくれる。 在方の機屋行司と村役人層が、との訴訟の主體になつている事質は、 の訴訟においては、 ては、 出機そのものでなくて、 卽 診明 和 自營機屋層の要求も含まれているが、 安永期以降 的支配の確立であると理解することができる。 明確 在方問屋―村落支配者層のヘゲモ 出機の範圍が問題の中心になつて町方と在方 化する宮津藩の封建的對應體 中心になつているのは、 茅 = に抵 ſ との訴訟ひ さらにと の下に 一抗する 鬪

宮津藩における農民的商品經濟をめぐる領主と農民の關係

農民層の

統

一戰線は、

その

内部に分裂

—在方間屋—

村落支配者層の農民的商品經濟に

おける問屋制的支配體

制

0

確

立―の方向をはらんでいるのである。

第七十四卷 0 第二號

三七

第七十四卷

このような條件が熟してはじめて、 封建權力にとつて農民的商品經濟の分裂を意識的に取上げる分裂政策として

封建的對應の方向が可能となるであろう。

(2) 寶曆十二年(一七六三) 文書(京都勞研前出書一八八頁)

附記 場氏にいろいろ御教示をいただいたことを附記して感謝の意を表したい。<br /> 岩崎英精氏、高桑末秀氏、後藤靖氏、脇田修氏、今井美智子氏に色々御世話になり、成稿にあたつては、堀江英一先生、後藤 天災などのために地方史料・經營史料が、失われているので、推論が極めて多くなつてしまつた。なお史料採訪の際には、

## 執筆者紹介

堀 江 英.一

大

槻

池

田

敬

正

弘 京都大學大學院研究獎學生 - 京都大學助教授 -

内藤正虫

中 京都大學

京都大學大學院研究獎學生

京都大學(文學部)大學院學生